

令和2年(2020年)11月26日

村民各位

天龍村長 永 嶺 誠 一

「新型コロナウイルス警報」の発出に伴う村民の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症者新規陽性者数が全国的に増加しており、長野県では既に特別警報が発出されている北信圏域、長野圏域を除く全域において、新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルが「Level3(感染拡大に警戒が必要)」に引き上げられ、「新型コロナウイルス警報」が発出されました。

厳しい寒さを迎える中で、村民の皆さまには感染防止対策に一層の徹底をいただき、自らと周囲の人の健康をご自身の行動で守っていただくとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識を持ち、陽性者等を誹謗しない温かい地域づくりの推進に対しましても皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

◎村内にお住まい、又は訪問される皆様へのお願い

① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒)など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をお願いします。

- ・ 接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。
- ・ 会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用する。
- ・ 訪問そのものを慎重に検討した上で、感染リスクが高い状況を確実に避けるよう留意し、避けられない場合は訪問そのものを控える。

② 「新たな生活様式」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染防止の3つの基本を徹底するとともに、「3つの密(密閉・密集・密接)」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、感染を防止するための行動を自ら考え、実践する「新しい生活様式」に沿った行動の定着にご協力ください。

人と接する場合は、マスクの着用をマナーとし、「うつらない(自分を守る)、「うつさない(周囲を守る)、「ひろげない(地域を守る)ための行動の定着についてお願いします。

③ 年末年始の感染拡大を防止するために

帰省や旅行などによる人の移動や、忘年会や新年会など飲酒や会食の機会の増加による感染拡大を防ぐため、次の点について、村民、事業者及び他県からの来訪者をお願いします。

- ・ 帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けてください。
- ・ 長期帰省される方は、帰省後2日程度は自宅から出歩かずに健康観察することをお勧めします。
- ・ 体調の悪い方は帰省を控えてください。
- ・ 初詣の際は、可能な限り混雑する日時を避け、人との距離を確保するなど自らできる対策を行うとともに、神社や寺院などが実施する感染防止対策に協力するようお願いいたします。

※村では飯田下伊那圏域外に在学する学生を対象に年末年始に帰省する際に、新型コロナウイルスの抗体検査や抗原検査を受けた場合に係る費用の助成を行います。該当される方には直接ご案内をいたしますので希望者は申請をお願いいたします。

④ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかにかかりつけ医等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただき、発熱等の症状がある場合には学校や職場を休み、マスクをして家族とも距離をとったうえ、水分補給をしながら体調の観察をお願いいたします。

心配な時は速やかにかかりつけ医に電話で相談し、指示を受けてください。かかりつけ医がない場合は、受診・相談センター(0265-53-0435)に電話し指示を受けてください。なお、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。直接医療機関を受診することは避けてください。

⑤ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いいたします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑥ 事業所での対策の徹底をお願いします

不特定多数の方が利用する事業者の皆様にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いいたします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いいたします。

特に、不特定多数の方が利用される施設にあつては、業種ごとのガイドライン(長野県の「感染拡大予防ガイドライン」)を遵守いただいた上で「新型コロナ対策推進宣言」を行っていただくよう、改めてお願いいたします。

住民課健康支援係
電話 32-1021